

鋼船規則

L 編

艀装品

規則

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 規則 第 18 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2023年6月30日 規則 第18号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

L 編 艀装品

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

-1.を次のように改める。

-1. 本編の規定は、**C 編 1 編 14 章**等で規定するアンカー、チェーン、ワイヤロープ、繊維ロープ等（以下、「艀装品」という。）について適用する。

-2. 本編の規定と異なる艀装品は、設計あるいは用途に関連して、特に承認された場合に限り使用できる。この場合、製造者は、当該艀装品の製造方法、性能等に関する資料を提出の上、本会の承認を得なければならない。

2 章 アンカー

2.1 アンカー

2.1.1 を次のように改める。

2.1.1 適用

C 編 ~~27 章~~ 1 編 14.3の規定により装備するアンカーは、本章の規定に適合するもの又はこれと同等以上の効力のものでなければならない。

4章 ワイヤロープ

4.1 ワイヤロープ

4.1.1 適用*

-1.を次のように改める。

-1. **C編 ~~27章~~1編 14.4**の規定により装備する引綱及び係船索，マストのリギン等に用いるワイヤロープ（以下，単に「ワイヤロープ」という。）は，本章の規定に適合するもの又はこれと同等以上の効力のものでなければならない。

5章 繊維ロープ

5.1 繊維ロープ

5.1.1 適用

-1.を次のように改める。

-1. **C編 ~~27章~~1編 14.4**の規定により装備する引綱及び係船索に用いるマニラロープ及び合成繊維ロープ（以下，**5章**において「繊維ロープ」という）は，本章の規定に適合するものでなければならない。

6章 倉口覆布

6.1 倉口覆布

6.1.1 を次のように改める。

6.1.1 適用

C編 ~~20章~~1編 14.6の規定により装備する倉口覆布は，本章の規定に適合するもの又はこれと同等以上の効力のものでなければならない。ただし，製造方法の承認は必要としない。

7章 丸窓

7.1 丸窓

7.1.1 を次のように改める。

7.1.1 適用

C編 ~~23章~~1編 14.11の規定により装備する丸窓は、本章に規定するもの又はこれと同等以上の効力のものでなければならない。ただし、製造方法の承認は必要としない。

8章 角窓

8.1 角窓

8.1.1 を次のように改める。

8.1.1 適用

C編 ~~23章~~1編 14.11の規定により装備する角窓は、本章に規定するもの又はこれと同等以上の効力のものでなければならない。ただし、製造方法の承認は必要としない。

附 則

1. この規則は、2023年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であって、2025年1月1日前に建造契約が行われた船舶

鋼船規則検査要領

L 編

艀装品

要
領

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 達 第 13 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023年6月30日 達 第13号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

L 編 艀装品

L3 チェーン

L3.1 チェーン等

L3.1.7 形状及び寸法

-2.を次のように改める。

-2. 規則 C 編 ~~27.1.41~~ 編 14.3 に規定するアンカー用のアンカーチェーンにあっては、チェーンの1連の長さにシャックル等のチェーン用部品の長さを含めて差し支えない。

附 則

1. この達は、2023年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の達に適合する船舶の同型船であって、2025年1月1日前に建造契約が行われた船舶